

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 1

新	旧
<p>別紙 厚生年金基金財政運営基準</p> <p>（目次）</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 財政検証</p> <p>1 収益<u>及び</u>費用の認識</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>第4～第10 （略）</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>（略）</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）財政再計算</p> <p>掛金の算定の基礎となる基礎率を過去の実績<u>及び</u>将来の見通しに基づいて再検討し、その結果により基金令第33条第2項の基準に適合するよう掛金を再計算することをいう。</p> <p>（10） （略）</p> <p>（11）財政計算</p> <p>基金設立時等の財政計算、財政再計算<u>及び</u>変更計算をいう。</p>	<p>別紙 厚生年金基金財政運営基準</p> <p>（目次）</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 財政検証</p> <p>1 収益<u>および</u>費用の認識</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>第4～第10 （略）</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>（略）</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）財政再計算</p> <p>掛金の算定の基礎となる基礎率を過去の実績<u>および</u>将来の見通しに基づいて再検討し、その結果により基金令第33条第2項の基準に適合するよう掛金を再計算することをいう。</p> <p>（10） （略）</p> <p>（11）財政計算</p> <p>基金設立時等の財政計算、財政再計算<u>および</u>変更計算をいう。</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 2

新	旧
<p>(12) 財政検証 毎事業年度の決算において、当該事業年度末の積立金及び給付債務の推計等に照らし、財政運営の健全性について検証することをいう。</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>(15) 純資産額 年金経理において、流動資産及び固定資産(時価)の合計額から、流動負債、支払備金及び過剰積立金残高の合計額を控除した額をいう。</p> <p>(16)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 過去期間代行給付現価</u> 法附則第30条第2項に規定する過去期間代行給付現価をいう。</p> <p><u>(22) 企業型年金</u> (略)</p> <p><u>(23) 資産管理機関</u> (略)</p> <p><u>(24) 移換加入員</u> (略)</p> <p><u>(25) 移換相当額</u> (略)</p> <p>(26) (略)</p>	<p>(12) 財政検証 毎事業年度の決算において、当該事業年度末の積立金および給付債務の推計等に照らし、財政運営の健全性について検証することをいう。</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>(15) 純資産額 年金経理において、流動資産および固定資産(時価)の合計額から、流動負債、支払備金および過剰積立金残高の合計額を控除した額をいう。</p> <p>(16)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 企業型年金</u> (略)</p> <p><u>(22) 資産管理機関</u> (略)</p> <p><u>(23) 移換加入員</u> (略)</p> <p><u>(24) 移換相当額</u> (略)</p> <p><u>(25) 移換限度額</u> 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第23条の規定に基づき計算した額をいう。</p> <p>(26) (略)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 3

新	旧
<p>第2 （略）</p> <p>第3 財政検証</p> <p>1 収益及び費用の認識</p> <p>（1）認識の考え方</p> <p>収益及び費用の認識は原則として発生主義によること。したがって、たとえば、基準日において徴収日が到来していなくても、掛金又は徴収金を徴収する権利が発生した時点でこれを収益と認識し、また、支払日が到来していなくても、給付を支払う義務が発生した時点でこれを費用と認識すること。</p> <p>（2）勘定科目</p> <p>収益及び費用の認識は、別添1の勘定科目説明による勘定科目ごとに行なうこと。</p> <p>2 資産の評価</p> <p>（1）用語の定義</p> <p>（略）</p> <p>ア～イ （略）</p>	<p>第2 （略）</p> <p>第3 財政検証</p> <p>1 収益および費用の認識</p> <p>（1）認識の考え方</p> <p>収益および費用の認識は原則として発生主義によること。したがって、たとえば、基準日において徴収日が到来していなくても、掛金または徴収金を徴収する権利が発生した時点でこれを収益と認識し、また、支払日が到来していなくても、給付を支払う義務が発生した時点でこれを費用と認識すること。</p> <p>（2）勘定科目</p> <p>収益および費用の認識は、別添1の勘定科目説明による勘定科目ごとに行なうこと。</p> <p>2 資産の評価</p> <p>（1）用語の定義</p> <p>（略）</p> <p>ア～イ （略）</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 4

新	旧
<p>ウ 期中収支差</p> <p>現金主義に基づく当該事業年度における掛金収入、受換金、負担金、返納金（給付費の過誤払等の返納金）返還金（法第136条により準用する法第40条の2の規定に基づく徴収金）及び受入金の合計額（当該事業年度末における未収分を除き、その前事業年度末における未収分のうち当該事業年度において収入のあったものを含む。）から、現金主義に基づく当該事業年度の給付費、移換金、拠出金、業務委託費、年金財政コンサルティング料、指定年金数理人費、特別法人税、政府負担金返納金、<u>給付現価交付金返納金及び繰入金の合計額</u>（当該事業年度末における未払分を除き、その前事業年度末における未払分のうち当該事業年度において支払のあったものを含む。）を控除した額をいう。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ 運用コスト</p> <p>当該事業年度に係る固有の信託報酬、固有の保険事務費、投資顧問料、保護預り手数料及び<u>運用コンサルティング料の合計額</u>をいう。</p> <p>カ （略）</p> <p>キ 時価ベース収益</p> <p>当該事業年度の損益計算書における運用収益から固有の信託報酬、固有の保険事務費、投資顧問料、保護預り手数料、<u>運用コンサルティング料及び運用損失の合計額</u>を控除した額をいう。</p> <p>ク～サ （略）</p>	<p>ウ 期中収支差</p> <p>現金主義に基づく当該事業年度における掛金収入、受換金、負担金、返納金（給付費の過誤払等の返納金）返還金（法第136条により準用する法第40条の2の規定に基づく徴収金）<u>および受入金</u>の合計額（当該事業年度末における未収分を除き、その前事業年度末における未収分のうち当該事業年度において収入のあったものを含む。）から、現金主義に基づく当該事業年度の給付費、移換金、拠出金、業務委託費、年金財政コンサルティング料、指定年金数理人費、特別法人税、政府負担金返納金<u>および繰入金</u>の合計額（当該事業年度末における未払分を除き、その前事業年度末における未払分のうち当該事業年度において支払のあったものを含む。）を控除した額をいう。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ 運用コスト</p> <p>当該事業年度に係る固有の信託報酬、固有の保険事務費、投資顧問料、保護預り手数料<u>および運用コンサルティング料の合計額</u>をいう。</p> <p>カ （略）</p> <p>キ 時価ベース収益</p> <p>当該事業年度の損益計算書における運用収益から固有の信託報酬、固有の保険事務費、投資顧問料、保護預り手数料、<u>運用コンサルティング料および運用損失の合計額</u>を控除した額をいう。</p> <p>ク～サ （略）</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 5

新	旧
<p>(2) 財政運営上の資産の評価 (略)</p> <p>ア 評価の方式 固定資産の財政運営上の評価の方式は、時価を基準としつつその短期的な変動を平滑化する数理的評価による方式、その数理的評価額と時価のいずれか低い方の額による方式<u>又は</u>時価による方式のいずれかとすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 時価との乖離 前記アとイに定めるところにより基金においてあらかじめ定めた方式による固定資産の数理的評価額が、時価との許容乖離幅を超えて時価から乖離した場合には、評価額は、当該許容乖離幅に相当する額を時価に加えた額<u>又は</u>時価から控除した額のうち、当該方式による評価額に近い方の額（財政運営上の評価の方式を数理的評価額と時価のいずれか低い方の額による方式としている場合において、数理的評価額が時価を上回っているときには時価）とすること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 評価方法の決定と変更 (略)</p> <p>ア 基金が合併<u>又は</u>分割するとき イ～エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 債務の評価 (1)～(2) (略)</p>	<p>(2) 財政運営上の資産の評価 (略)</p> <p>ア 評価の方式 固定資産の財政運営上の評価の方式は、時価を基準としつつその短期的な変動を平滑化する数理的評価による方式、その数理的評価額と時価のいずれか低い方の額による方式<u>または</u>時価による方式のいずれかとすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 時価との乖離 前記アとイに定めるところにより基金においてあらかじめ定めた方式による固定資産の数理的評価額が、時価との許容乖離幅を超えて時価から乖離した場合には、評価額は、当該許容乖離幅に相当する額を時価に加えた額<u>または</u>時価から控除した額のうち、当該方式による評価額に近い方の額（財政運営上の評価の方式を数理的評価額と時価のいずれか低い方の額による方式としている場合において、数理的評価額が時価を上回っているときには時価）とすること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 評価方法の決定と変更 (略)</p> <p>ア 基金が合併<u>または</u>分割するとき イ～エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 債務の評価 (1)～(2) (略)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 6

新	旧
<p>(3) 給付債務及び未償却過去勤務債務残高</p> <p>ア 数理債務</p> <p><u>原始数理債務を、総給付現価から規約上の標準掛金（基本部分にあつては規約上の標準掛金又は当該規約上の掛金の基礎とした後記第4の3の(5)のアに定める標準掛金のいずれか小さいもの）による掛金収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額と定め、数理債務は原始数理債務から代行部分過去給付現価（代行部分（政府負担金部分を除く。）の総給付現価から将来期間に係る給付現価を控除したものをいう。以下同じ）を控除したものとすること。この場合において、総給付現価の算定の基礎となる給付額は、すでに受給権の裁定が行われた者については裁定額とし、その他の場合には規約に基づき推計した額とすること。また、総給付現価及び収入現価の算定対象は次のとおりとすること。</u></p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア <u>流動負債及び支払備金は、基準日において支払義務を負っている（義務を負うことが確実であるものを含む。）が支払が未了のものを計上すること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>4 責任準備金</p> <p><u>責任準備金は、数理債務、最低責任準備金及び資産評価調整控除額の合計額から、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額を控除した額とすること。</u></p>	<p>(3) 給付債務及び未償却過去勤務債務残高</p> <p>ア 数理債務</p> <p><u>数理債務は、総給付現価から規約上の標準掛金による掛金収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額とすること。この場合において、総給付現価の算定の基礎となる給付額は、すでに受給権の裁定が行われた者については裁定額とし、その他の場合には規約に基づき推計した額とすること。また、総給付現価及び収入現価の算定対象は次のとおりとすること。</u></p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア <u>流動負債および支払備金は、基準日において支払義務を負っている（義務を負うことが確実であるものを含む。）が支払が未了のものを計上すること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>4 責任準備金</p> <p><u>責任準備金は、数理債務及び資産評価調整控除額の合計額から、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額を控除した額とすること。</u></p>

厚生年金基金の財政運営について（平成 8 年 6 月 2 7 日年発第 3 3 2 1 号）新旧対照表 7

新	旧
<p>5 最低責任準備金</p> <p><u>最低責任準備金は、財政検証の基準日を解散日とみなして「厚生年金保険法第 8 5 条の 2 に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件(平成 1 1 年厚生省告示第 1 9 2 号)」により算出した額とすること。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 積立上限額</p> <p>(1) 積立上限額</p> <p>(略)</p> <p>次のア～ウの要件を満たす基礎率を用いて計算された当該事業年度の末日における<u>規約上の標準掛金を用いて求めた原始数理債務の額</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 積立上限額に係る財政検証</p> <p>当該事業年度の末日において、<u>数理上資産額が規約上の標準掛金を用いて求めた原始数理債務の額</u>(第 4 の 3 の (5) のイの次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額がある場合は当該予想額を控除した額)と最低積立基準額のいずれか大きい額に 1 . 5 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、前記 (1) に規定する積立上限額を計算することを要しないこと。</p>	<p>5 最低責任準備金</p> <p><u>最低責任準備金は、「厚生年金保険法第 8 5 条の 2 に規定する責任準備金に相当する額の算出方法を定める告示(昭和 5 0 年厚生省告示第 3 2 号)」により算出した額とすること。この場合において、同告示中「解散した日」とあるのは、「<u>財政検証の基準日</u>」と読み替えること。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 積立上限額</p> <p>(1) 積立上限額</p> <p>(略)</p> <p>次のア～ウの要件を満たす基礎率を用いて計算された当該事業年度の末日における<u>数理債務の額</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 積立上限額に係る財政検証</p> <p>当該事業年度の末日において、<u>数理上資産額が前記 3 の (3) のアに掲げる方法により計算した数理債務の額</u>(第 4 の 3 の (5) のイの次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額がある場合は当該予想額を控除した額)と最低積立基準額のいずれか大きい額に 1 . 5 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、前記 (1) に規定する積立上限額を計算することを要しないこと。</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 8

新	旧
<p>8 財政検証の方法</p> <p>毎事業年度の末日を基準日として、前記2～6に定めるところにより行った資産及び債務の評価等に基づいて、当該基準日現在の財政状況が次の第4の1の(3)のオ又はカに定める場合に該当するかどうかを検証すること。また、このほか、財政運営の健全性確保のための早期見直しの必要性について、年金数理人の助言を踏まえ主体的に検討を行うこと。</p> <p>9 年金数理人の確認</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)年金数理人の確認</p> <p>前記(1)に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第75条第2項に規定する年金数理人の所見を添付すること。この場合、確認を求める年金数理人に対し、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書を参考資料として提示すること。</p> <p>第4 財政計算</p> <p>1 財政計算を行うべき場合</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)変更計算</p> <p>ア 給付の変更</p> <p>年金たる給付又は一時金たる給付の変更に係る規約の変更の認可申請を行う場合(当該規約変更の内容が直前に報告された財政計算に反映されている場合及びク又はケに該当する場合を除く。)</p>	<p>8 財政検証の方法</p> <p>毎事業年度の末日を基準日として、前記2～6に定めるところにより行った資産および債務の評価等に基づいて、当該基準日現在の財政状況が次の第4の1の(3)のオまたはカに定める場合に該当するかどうかを検証すること。また、このほか、財政運営の健全性確保のための早期見直しの必要性について、年金数理人の助言を踏まえ主体的に検討を行うこと。</p> <p>9 年金数理人の確認</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)年金数理人の確認</p> <p>前記(1)に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認および署名押印を得ることとし、基金規則第75条第2項に規定する年金数理人の所見を添付すること。この場合、確認を求める年金数理人に対し、貸借対照表、損益計算書および附属明細書を参考資料として提示すること。</p> <p>第4 財政計算</p> <p>1 財政計算を行うべき場合</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)変更計算</p> <p>ア 給付の変更</p> <p>年金たる給付又は一時金たる給付の変更に係る規約の変更の認可申請を行う場合(当該規約変更の内容が直前に報告された財政計算に反映されている場合及びクまたはケに該当する場合を除く。)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 9

新	旧
<p>イ（略）</p> <p>ウ 定年延長</p> <p>設立事業所の全部又は一部において定年延長が行われた場合</p> <p>エ（略）</p> <p>オ 責任準備金の確保</p> <p>（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>a（略）</p> <p>b 1000分の7.7に、基金のプラスアルファの水準（％）に100を加えた値を150（平成17年4月1日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）にあっては110）で除した率を乗じた率を上限として、基金においてあらかじめ定められた率</p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額（平成19年3月31日までの日を基準日とする財政計算においては、最低積立基準額に0.9を乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105％のいずれか大きい額を下回った場合であって、次のいずれにも該当しない場合（<u>国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第8条の規定による改正前の法附則第30条第1項又は法附則第32条第1項（以下「法附則第32条第1項等」という。）</u>の認可を受けて「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）」の別紙<u>厚生年金基金解散・移行</u></p>	<p>イ（略）</p> <p>ウ 定年延長</p> <p>設立事業所の全部または一部において定年延長が行われた場合</p> <p>エ（略）</p> <p>オ 責任準備金の確保</p> <p>（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>a（略）</p> <p>b 1000分の7.7に、基金のプラスアルファの水準（％）に100を加えた値を110で除した率を乗じた率を上限として、基金においてあらかじめ定められた率</p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額（平成19年3月31日までの日を基準日とする財政計算においては、最低積立基準額に0.9を乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105％のいずれか大きい額を下回った場合であって、次のいずれにも該当しない場合（<u>法附則第30条第1項</u>の認可を受けて「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）」の別紙「<u>厚生年金基金解散・移行認可基準</u>」第5の2の（1）に規定する計画（次の5に基づき変更を行った後の計画を含む。以下「積立計画」という。）を実施している場合を除く。）</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 10

新	旧
<p>認可基準第5の2の(1)に規定する計画(次の5に基づき変更を行った後の計画を含む。以下「積立計画」という。)を実施している場合を除く。)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>キ～コ (略)</p> <p>サ <u>法附則第32条第1項等</u>の認可を受けた基金に係る積立金の確保</p> <p><u>法附則第32条第1項等</u>の認可を受けて積立計画を実施している場合であって、財政検証の基準日において、当該積立計画の達成が困難と認められることにより当該積立計画を変更する必要がある場合</p> <p>2 (略)</p> <p>3 掛金の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基礎率</p> <p>標準掛金、<u>原始数理債務</u>及び数理債務の算定に用いる基礎率は、次の各号に定めるところにより、各基礎率相互の関係に十分留意して設定すること。なお、変更計算においては、特段の支障がない限り、直前の財政計算で使用したものをそのまま用いることができること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 予定脱退率は、過去3年間以上の実績<u>及び</u>将来の見通しに基づいて算定すること。</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 数理上掛金及び規約上掛金</p> <p>ア 数理上掛金の算定方法</p>	<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>キ～コ (略)</p> <p>サ <u>法附則第30条第1項</u>の認可を受けた基金に係る積立金の確保</p> <p><u>法附則第30条第1項</u>の認可を受けて積立計画を実施している場合であって、財政検証の基準日において、当該積立計画の達成が困難と認められることにより当該積立計画を変更する必要がある場合</p> <p>2 (略)</p> <p>3 掛金の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基礎率</p> <p>標準掛金及び数理債務の算定に用いる基礎率は、次の各号に定めるところにより、各基礎率相互の関係に十分留意して設定すること。なお、変更計算においては、特段の支障がない限り、直前の財政計算で使用したものをそのまま用いることができること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 予定脱退率は、過去3年間以上の実績<u>および</u>将来の見通しに基づいて算定すること。</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 数理上掛金及び規約上掛金</p> <p>ア 数理上掛金の算定方法</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 11

新	旧
<p>(略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 未償却過去勤務債務残高は、<u>数理債務及び最低責任準備金の合計額</u>から、前記(4)に定めるところにより算定した資産額の合計額を控除した額とすること。</p> <p>c (略)</p> <p>(イ) 基金令第23条第3号に規定する方法(以下「加算型」という。)</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 未償却過去勤務債務残高は、加算部分の<u>数理債務</u>から前記bに定めるところにより算定した加算部分に充てる資産額の合計額を控除した額とすること。</p> <p>d (略)</p> <p>e なお、前記b～dに定めるところによらず、基本部分と加算部分に区分して特別掛金を算定することができること。この場合、直前の財政検証の基準日における基本部分と加算部分の<u>数理債務及び最低責任準備金</u>から未償却過去勤務債務残高を控除した額の比などの合理的な比率によって資産額を配分し、前記cとdに定めるところに準じて基本部分と加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 未償却過去勤務債務残高は、<u>総給付現価</u>から、前記aに定めるところにより算定した<u>数理上掛金に基づく規約上の標準掛金</u>による掛金収入現価、<u>政府負担金現価及び前記(4)</u>に定めるところにより算定した資産額の合計額を控除した額とすること。</p> <p>c (略)</p> <p>(イ) 基金令第23条第3号に規定する方法(以下「加算型」という。)</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 未償却過去勤務債務残高は、加算部分の<u>総給付現価</u>から、前記aに定めるところにより算定した<u>数理上掛金に基づく規約上の加算部分の標準掛金</u>による掛金収入現価及び前記bに定めるところにより算定した加算部分に充てる資産額の合計額を控除した額とすること。</p> <p>d (略)</p> <p>e なお、前記b～dに定めるところによらず、基本部分と加算部分に区分して特別掛金を算定することができること。この場合、直前の財政検証の基準日における基本部分と加算部分の<u>数理債務</u>から未償却過去勤務債務残高を控除した額の比などの合理的な比率によって資産額を配分し、前記cとdに定めるところに準じて基本部分と加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定すること。</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 12

新	旧
<p>イ～ウ（略） (6)～(8)（略） (9)留意事項 ア（略） <u>イ 規約上掛金は、標準掛金、特別掛金及び特例掛金に区分して定め、原則として、上記に定めるところにより算出した数理上掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものとすること。</u> <u>なお、上記により算定した、代行型及び共済型の基金の掛金率又は加算型の基金の基本部分の標準掛金に係る掛金率（以下「基本標準掛金率」という。）が免除保険料率を下回っているとき（法附則第32条第1項等の認可を受けた基金を除く。）は、当該免除保険料率を基本標準掛金率とすること（以下この項で、この措置を「掛金の切上げ」という。）。</u> <u>ただし、従前の規約上の基本標準掛金率が当該免除保険料率を上回っているときには、従前の規約上の基本標準掛金率に掛金の算定前後の数理上の標準掛金率の差の分を増減したものを算定後の規約上の基本標準掛金率とすることができること（ただし、この基本標準掛金率は、当該免除保険料率を下回ることはできず、かつ、当該免除保険料率を上回る場合には当該上回る部分を前記第3の3の(3)のアの原始数理債務を求める標準掛金に含めることはできない。）。</u> <u>また、掛金の切上げ前の規約上の標準掛金となるべきものが当該掛金の基礎となる数理上掛金に基づけば従前の基本部分の規約上の標準掛金より引き下げることができる場合において従前の基本部分の規約上の標準掛金に据え置くこと（以下この項で「据置き」という。）によりその基礎となった数理</u></p>	<p>イ～ウ（略） (6)～(8)（略） (9)留意事項 ア（略） <u>イ 規約上掛金は、標準掛金、特別掛金及び特例掛金に区分して定め、原則として、上記に定めるところにより算出した数理上掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものとすること。</u> <u>なお、上記により算定した、代行型及び共済型の基金の掛金率又は加算型の基金の基本部分に係る掛金率（以下「基本掛金率」という。）が免除保険料率を下回っているとき（法附則第30条第1項の認可を受けた基金を除く。）は、当該免除保険料率を基本掛金率とすること。この場合において、当該財政計算と同時に代行保険料率を算定した場合には、当該代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値（ただし、その値が1000分の30を上回っている場合は1000分の30、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とすること。）が免除保険料率であるものとして、基本掛金率を定めること。</u></p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 13

新	旧
<p><u>上掛金率を上回るとき（以下この項で、この上回る分を「掛金差」という。）には、掛金の切上げ後の基本標準掛金率に掛金差を限度とした千分率で整数値を上乗せしたものを基本標準掛金率とすることができること（なお、これによる基本部分の標準掛金の増加分は前記第3の3の（3）のアの原始数理債務を求める標準掛金に含めることができる。）</u>。この場合において、当該財政計算と同時に代行保険料率を算定した場合には、当該代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値（ただし、その値が1000分の50を上回っている場合は1000分の50、1000分の24を下回っている場合は1000分の24とすること。）が免除保険料率であるものとして、基本標準掛金率を定めること。</p> <p>4 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保 （略） （1）（略） （2）積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法 （略） 積立水準の回復計画に用いる利率</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 最低積立基準額 （ア）プラスアルファ部分 プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測において、前記第3の6の（2）のアの現価相当額の算定に用いる予定利率の前提は、直前の財政検証で用いた予定利率、財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率又は連合会における代行加算年金の予定利率を勘案し</p>	<p>4 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保 （略） （1）（略） （2）積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法 （略） 積立水準の回復計画に用いる利率</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 最低積立基準額 プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測において、前記第3の6の（2）のアの現価相当額の算定に用いる予定利率の前提は、直前の財政検証で用いた予定利率、財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率又は連合会における代行加算年金の予定利率を勘案して別に定める率のうち最も大きい率を上回らないものとする。</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 14

新	旧
<p>て別に定める率のうち最も大きい率を上回らないものとする。</p> <p>（イ）代行部分</p> <p><u>最低責任準備金の将来予測に用いる厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの前提は、原則として利用可能である直近の事業年度の実績又は法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回りの前提のいずれか小さいものを下回らないものとする。</u></p> <p>～ （略）</p> <p>5 <u>法附則第32条第1項等の認可を受けた基金に係る積立金の確保</u> 前記1の（3）のサに該当する基金は、原則として、<u>法附則第32条第1項等の認可を受けるときに作成した積立計画において定めた期限までに純資産額が最低責任準備金以上となることが見込まれるように計画を変更し、基準日の翌々日から起算して1か年以内に当該計画を実施すること。</u></p> <p>6 年金数理人の確認</p> <p>（1）数理に関する書類</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 掛金の算出の基礎を示した書類</p> <p>基金設立時等の財政計算の内容は、基金規則第1条第2号、同第4条第2項第2号又は同第5条第2項第2号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。</p> <p>（2）年金数理人の確認</p> <p>前記（1）の各号に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、<u>年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第75</u></p>	<p>～ （略）</p> <p>5 <u>法附則第30条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保</u> 前記1の（3）のサに該当する基金は、原則として、<u>法附則第30条第1項の認可を受けるときに作成した積立計画において定めた期限までに純資産額が最低責任準備金以上となることが見込まれるように計画を変更し、基準日の翌々日から起算して1か年以内に当該計画を実施すること。</u></p> <p>6 年金数理人の確認</p> <p>（1）数理に関する書類</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 掛金の算出の基礎を示した書類</p> <p>基金設立時等の財政計算の内容は、基金規則第1条第2号、同第4条第2項第2号または同第5条第2項第2号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。</p> <p>（2）年金数理人の確認</p> <p>前記（1）の各号に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、<u>年金数理人の確認および署名押印を得ることとし、基金規則第7</u></p>

厚生年金基金の財政運営について（平成 8 年 6 月 2 7 日年発第 3 3 2 1 号）新旧対照表 15

新	旧
<p>条第 2 項に規定する年金数理人の所見を添付すること。</p> <p>また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第 3 2 条の 2 第 3 号の規定による所見と併せて記入することができること。</p> <p>7 財政計算結果の取扱い</p> <p>（ 1 ） （略）</p> <p>（ 2 ）書類の提出方法</p> <p>ア 財政再計算報告書は、代議員会の承認を得た上で、基準日の翌日から起算して 8 か月以内に厚生労働大臣に提出すること。なお、前記 6 の（ 2 ）については、別綴じにして提出すること。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ 前記イとウにかかわらず、前記 1 の（ 3 ）のオ、カ、サのいずれかに該当する場合は、該当することとなった財政検証の基準日の翌日から起算して 1 1 か月以内に、規約変更の認可申請を行うか、その必要がない場合には変更計算報告書を厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>また、前記 1 の（ 3 ）のカに該当する場合であって、前記 4 の（ 2 ）に掲げる方法により積立水準の回復計画を作成しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を別添 2 の様式一覧に定める様式により報告すること。</p> <p>なお、<u>法附則第 3 2 条第 1 項等</u>の認可を受けて積立計画を実施している場合にあっては、毎事業年度の財政検証に併せて、最低責任準備金の積立ての計画の実施状況及び変更状況を別添 2 の様式一覧に定める様式により報告すること。</p>	<p>5 条第 2 項に規定する年金数理人の所見を添付すること。</p> <p>また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第 3 2 条の 2 第 3 号の規定による所見と併せて記入することができること。</p> <p>7 財政計算結果の取扱い</p> <p>（ 1 ） （略）</p> <p>（ 2 ）書類の提出方法</p> <p>ア 財政再計算報告書は、代議員会の承認を得た上で、基準日の翌日から起算して 8 か月以内に厚生労働大臣に提出すること。なお、前記 5 の（ 2 ）については、別綴じにして提出すること。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ 前記イとウにかかわらず、前記 1 の（ 3 ）のオ、カ、サのいずれかに該当する場合は、該当することとなった財政検証の基準日の翌日から起算して 1 1 か月以内に、規約変更の認可申請を行うか、その必要がない場合には変更計算報告書を厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>また、前記 1 の（ 3 ）のカに該当する場合であって、前記 4 の（ 2 ）に掲げる方法により積立水準の回復計画を作成しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を別添 2 の様式一覧に定める様式により報告すること。</p> <p>なお、<u>法附則第 3 0 条第 1 項</u>の認可を受けて積立計画を実施している場合にあっては、毎事業年度の財政検証に併せて、最低責任準備金の積立ての計画の実施状況及び変更状況を別添 2 の様式一覧に定める様式により報告すること。</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 16

新	旧
<p>第5 別途積立金</p> <p>1 とりくずすことができる場合</p> <p>別途積立金は、年金経理において不足金を生じたため当該不足金に充当する場合のほか、財政計算を行うときに前記第4の3の(4)に定める資産額に繰り入れる場合、将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合及び年金経理から業務経理へ繰入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合にとりくずすことができること。</p> <p>2 とりくずすことができる額</p> <p>別途積立金のとりくずしの可否及びとりくずし額は、年金経理における不足金に充当する場合を除き、基金の財政状況及び将来の給付改善の見通し等を考慮して判断すること。</p> <p>3 年金数理人の確認等</p> <p>別途積立金をとりくずした場合、その内容は、年金経理における不足金に充当する場合を除き、基金規則第48条第4項に規定する別途積立金のとりくずしの処分を示した書類として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。また、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ること。</p>	<p>第5 別途積立金</p> <p>1 とりくずすことができる場合</p> <p>別途積立金は、年金経理において不足金を生じたため当該不足金に充当する場合のほか、財政計算を行うときに前記第4の3の(4)に定める資産額に繰り入れる場合、将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合および年金経理から業務経理へ繰入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合にとりくずすことができること。</p> <p>2 とりくずすことができる額</p> <p>別途積立金のとりくずしの可否およびとりくずし額は、年金経理における不足金に充当する場合を除き、基金の財政状況および将来の給付改善の見通し等を考慮して判断すること。</p> <p>3 年金数理人の確認等</p> <p>別途積立金をとりくずした場合、その内容は、年金経理における不足金に充当する場合を除き、基金規則第48条第4項に規定する別途積立金のとりくずしの処分を示した書類として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。また、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認および署名押印を得ること。</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 17

新	旧
<p>4 書類の提出方法</p> <p>別途積立金のとりくずしの処分を示した書類は、次の各号に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書類に添付して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 変更計算においてとりくずした場合 変更計算基礎書類又は変更計算報告書</p> <p>(3) 合併又は分割時にとりくずした場合 合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類。</p> <p>(4) 給付改善準備金に繰り入れるためにとりくずした場合又は繰入準備金に繰り入れるためにとりくずした場合 責任準備金明細書</p>	<p>4 書類の提出方法</p> <p>別途積立金のとりくずしの処分を示した書類は、次の各号に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書類に添付して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 変更計算においてとりくずした場合 変更計算基礎書類または変更計算報告書</p> <p>(3) 合併または分割時にとりくずした場合 合併または分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類。</p> <p>(4) 給付改善準備金に繰り入れるためにとりくずした場合または繰入準備金に繰り入れるためにとりくずした場合 責任準備金明細書</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 18

新	旧
<p>第6 給付改善準備金</p> <p>1 (略)</p> <p>2 繰入れの限度額</p> <p>給付改善準備金に繰り入れる額は、原則として、当該繰入れを行おうとする事業年度の末日における数理上資産額及び未償却過去勤務債務残高の合計額から数理債務、<u>最低責任準備金</u>、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を控除した額を限度とすること。ただし、基金規約に給付改善準備金への組入れ額に関する客観的な基準をあらかじめ定めている場合には、その基準に基づく額を給付改善準備金に繰り入れることができること。</p> <p>3 留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給付改善準備金の積立は、<u>基金の財政状況及び将来の給付改善の見通し</u>等を考慮して行うこと。</p> <p>第7 年金経理から業務経理への繰入れ</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 繰入れの限度額</p> <p>(1) 前記2の(1)に該当する場合</p> <p>(略)</p> <p>ア 次期財政再計算における死亡率の改善に備えるものとして、死亡率の改善を見込まずに算定した給付現価に別表4の左欄に掲げる区分に応じて右欄に掲げる率を乗じた額の合計額（左欄に掲げる区分以外の給付設計を行っている場合は、これに準じた額）</p>	<p>第6 給付改善準備金</p> <p>1 (略)</p> <p>2 繰入れの限度額</p> <p>給付改善準備金に繰り入れる額は、原則として、当該繰入れを行おうとする事業年度の末日における数理上資産額及び未償却過去勤務債務残高の合計額から数理債務、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を控除した額を限度とすること。ただし、基金規約に給付改善準備金への組入れ額に関する客観的な基準をあらかじめ定めている場合には、その基準に基づく額を給付改善準備金に繰り入れることができること。</p> <p>3 留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給付改善準備金の積立は、<u>基金の財政状況および将来の給付改善の見通し</u>等を考慮して行うこと。</p> <p>第7 年金経理から業務経理への繰入れ</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 繰入れの限度額</p> <p>(1) 前記2の(1)に該当する場合</p> <p>(略)</p> <p>ア 次期財政再計算における死亡率の改善に備えるものとして、死亡率の改善を見込まずに算定した給付現価に別表4の左欄に掲げる区分に応じて右欄に掲げる率を乗じた額の合計額（左欄に掲げる区分以外の給付設計を行っている場合は、これに準じた額）</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 19

新	旧
<p>ただし、直前の財政検証において<u>原始数理債務及び数理債務</u>の算定基礎とした予定死亡率が別表1及び別表2に掲げるものと異なる場合には、財政検証における数理債務が、予定死亡率として別表1及び別表2に掲げるものを用いて算定した数理債務を上回る額を上記の額から控除することができること。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2）前記2の（2）に該当する場合</p> <p>年金経理から業務経理へ繰入れることができる額の限度額は、当該基金の業務委託形態が基金と受託機関において定めるいわゆる 型の基金であったとした場合の業務委託報酬の額から当該基金の業務委託報酬の額を控除した額に0.9を乗じた額と純資産額から責任準備金と給付改善準備金との合計額を控除した額のいずれか低い額とすること。</p> <p>この場合において、当該限度額は、業務委託報酬は繰入れを行おうとする事業年度の前事業年度の決算見込み額を用い、その他の基礎数値は繰入れを行おうとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証又は財政計算の結果を用いて算定すること。</p> <p>4 繰入れの用途等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前記2の（2）に該当する場合</p> <p>年金数理に関する事務のうち年金数理に係る基礎資料の管理及び統計に関する事務ならびに給付金の支払いに関する事務を当該基金が自ら行うこととしたことに起因して新たに必要となる経費にのみ充てるものとする。また、業務経理への繰入れは、経費を必要とする都度行なうこと。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>ただし、直前の財政検証において数理債務の算定基礎とした予定死亡率が別表1及び別表2に掲げるものと異なる場合には、財政検証における数理債務が、予定死亡率として別表1及び別表2に掲げるものを用いて算定した数理債務を上回る額を上記の額から控除することができること。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2）前記2の（2）に該当する場合</p> <p>年金経理から業務経理へ繰入れることができる額の限度額は、当該基金の業務委託形態が基金と受託機関において定めるいわゆる 型の基金であったとした場合の業務委託報酬の額から当該基金の業務委託報酬の額を控除した額に0.9を乗じた額と純資産額から責任準備金と給付改善準備金との合計額を控除した額のいずれか低い額とすること。</p> <p>この場合において、当該限度額は、業務委託報酬は繰入れを行おうとする事業年度の前事業年度の決算見込み額を用い、その他の基礎数値は繰入れを行おうとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証<u>または</u>財政計算の結果を用いて算定すること。</p> <p>4 繰入れの用途等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前記2の（2）に該当する場合</p> <p>年金数理に関する事務のうち年金数理に係る基礎資料の管理<u>および</u>統計に関する事務ならびに給付金の支払いに関する事務を当該基金が自ら行うこととしたことに起因して新たに必要となる経費にのみ充てるものとする。また、業務経理への繰入れは、経費を必要とする都度行なうこと。</p> <p>5～7（略）</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 20

新	旧
<p>第8 企業型年金の資産管理機関に資産の移換を行う場合の要件等</p> <p>1 基金令第41条の4第6号イ及びロの計算方法</p> <p>(1) 基金令第41条の4第6号イの計算した額は、規約変更日を基準日とみなした場合における数理債務、最低責任準備金及び資産評価調整控除額の合計額から資産評価調整加算額を控除した額であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 規約の変更の認可申請を行う場合に必要な書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前記1の要件を満たしていることその他必要な事項を確認する書類として、別添2の様式一覧に定める書類を添付すること。この場合、基準日は、規約変更の認可申請を行う月の前々月の末日以降の日とすること。</p> <p>3 年金数理人の確認</p> <p>前記2の(2)の書類が、適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、前記第4の<u>6</u>の(2)の年金数理人の確認と併せて確認を得ること。</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 指定年金数理人</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前記第4の<u>6</u>の(2)の確認及び署名押印並びに当該確認にあたっての所見の記載</p> <p>ウ (略)</p>	<p>第8 企業型年金の資産管理機関に資産の移換を行う場合の要件等</p> <p>1 基金令第41条の4第6号イ及びロの計算方法</p> <p>(1) 基金令第41条の4第6号イの計算した額は、規約変更日を基準日とみなした場合における数理債務及び資産評価調整控除額の合計額から資産評価調整加算額を控除した額であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 規約の変更の認可申請を行う場合に必要な書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前記1の要件を満たしていること及び移換加入員となるべき者の個人別管理資産に充てる額が移換限度額以下であることその他必要な事項を確認する書類として、別添2の様式一覧に定める書類を添付すること。この場合、基準日は、規約変更の認可申請を行う月の前々月の末日以降の日とすること。</p> <p>3 年金数理人の確認</p> <p>前記2の(2)の書類(<u>移換限度額に関する部分を除く。</u>)が、適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、前記第4の<u>5</u>の(2)の年金数理人の確認と併せて確認を得ること。</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 指定年金数理人</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前記第4の<u>5</u>の(2)の確認及び署名押印並びに当該確認にあたっての所見の記載</p> <p>ウ (略)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 21

新

旧

別表 1

男子

別表 1

男子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳	0.00028	41歳	0.00109	67歳	0.01548	93歳	0.12937
16歳	0.00037	42歳	0.00119	68歳	0.01691	94歳	0.13815
17歳	0.00048	43歳	0.00132	69歳	0.01842	95歳	0.14711
18歳	0.00057	44歳	0.00147	70歳	0.01640	96歳	0.15626
19歳	0.00062	45歳	0.00164	71歳	0.01783	97歳	0.16556
20歳	0.00060	46歳	0.00183	72歳	0.01939	98歳	0.17503
21歳	0.00054	47歳	0.00205	73歳	0.02115	99歳	0.18464
22歳	0.00047	48歳	0.00230	74歳	0.02313	100歳	0.19438
23歳	0.00047	49歳	0.00258	75歳	0.02532	101歳	0.20423
24歳	0.00048	50歳	0.00288	76歳	0.02769	102歳	0.21418
25歳	0.00048	51歳	0.00321	77歳	0.03047	103歳	0.22422
26歳	0.00048	52歳	0.00355	78歳	0.03373	104歳	0.23431
27歳	0.00048	53歳	0.00392	79歳	0.03748	105歳	0.24444
28歳	0.00050	54歳	0.00430	80歳	0.04162	106歳	0.25459
29歳	0.00052	55歳	0.00468	81歳	0.04626	107歳	0.26473
30歳	0.00055	56歳	0.00505	82歳	0.05117	108歳	0.27482
31歳	0.00058	57歳	0.00541	83歳	0.05631	109歳	0.28485
32歳	0.00061	58歳	0.00579	84歳	0.06160	110歳	0.29478
33歳	0.00065	59歳	0.00621	85歳	0.06718	111歳以上	1.00000
34歳	0.00068	60歳	0.00670	86歳	0.07329	上	
35歳	0.00071	61歳	0.00727	87歳	0.07988		
36歳	0.00074	62歳	0.00795	88歳	0.08706		
37歳	0.00080	63歳	0.00876	89歳	0.09476		
38歳	0.00095	64歳	0.00970	90歳	0.10419		
39歳	0.00104	65歳	0.01289	91歳	0.11239		
40歳	0.00103	66歳	0.01415	92歳	0.12078		

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳	0.00030	41歳	0.00107	67歳	0.01198	93歳	0.12464
16歳	0.00040	42歳	0.00117	68歳	0.01293	94歳	0.13338
17歳	0.00052	43歳	0.00130	69歳	0.01405	95歳	0.14234
18歳	0.00063	44歳	0.00147	70歳	0.01530	96歳	0.15150
19歳	0.00069	45歳	0.00168	71歳	0.01665	97歳	0.16087
20歳	0.00070	46歳	0.00191	72歳	0.01818	98歳	0.17043
21歳	0.00066	47歳	0.00211	73歳	0.01995	99歳	0.18018
22歳	0.00062	48歳	0.00229	74歳	0.02194	100歳	0.19009
23歳	0.00059	49歳	0.00252	75歳	0.02412	101歳	0.20017
24歳	0.00060	50歳	0.00277	76歳	0.02657	102歳	0.21040
25歳	0.00059	51歳	0.00307	77歳	0.02931	103歳	0.22076
26歳	0.00059	52歳	0.00336	78歳	0.03234	104歳	0.23123
27歳	0.00059	53歳	0.00363	79歳	0.03566	105歳	0.24180
28歳	0.00060	54歳	0.00389	80歳	0.03930	106歳	0.25244
29歳	0.00061	55歳	0.00423	81歳	0.04336	107歳	0.26315
30歳	0.00061	56歳	0.00465	82歳	0.04781	108歳	0.27388
31歳	0.00061	57歳	0.00511	83歳	0.05255	109歳	0.28463
32歳	0.00062	58歳	0.00564	84歳	0.05745	110歳	0.29536
33歳	0.00063	59歳	0.00627	85歳	0.06299	111歳以上	1.00000
34歳	0.00066	60歳	0.00690	86歳	0.06983		
35歳	0.00070	61歳	0.00753	87歳	0.07691		
36歳	0.00075	62歳	0.00815	88歳	0.08388		
37歳	0.00081	63歳	0.00873	89歳	0.09102		
38歳	0.00087	64歳	0.00956	90歳	0.09974		
39歳	0.00092	65歳	0.01042	91歳	0.10781		
40歳	0.00099	66歳	0.01116	92歳	0.11611		

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 22

新	旧
---	---

女子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳	0.00009	41歳	0.00053	67歳	0.00600	93歳	0.07983
16歳	0.00010	42歳	0.00072	68歳	0.00661	94歳	0.08749
17歳	0.00012	43歳	0.00093	69歳	0.00725	95歳	0.09531
18歳	0.00014	44歳	0.00108	70歳	0.00562	96歳	0.10328
19歳	0.00015	45歳	0.00111	71歳	0.00617	97歳	0.11139
20歳	0.00017	46歳	0.00100	72歳	0.00679	98歳	0.11965
21歳	0.00020	47歳	0.00093	73歳	0.00753	99歳	0.12805
22歳	0.00024	48歳	0.00102	74歳	0.00838	100歳	0.13658
23歳	0.00026	49歳	0.00113	75歳	0.00940	101歳	0.14524
24歳	0.00025	50歳	0.00125	76歳	0.01057	102歳	0.15403
25歳	0.00022	51歳	0.00137	77歳	0.01195	103歳	0.16293
26歳	0.00019	52歳	0.00148	78歳	0.01356	104歳	0.17194
27歳	0.00020	53歳	0.00159	79歳	0.01538	105歳	0.18105
28歳	0.00021	54歳	0.00169	80歳	0.01743	106歳	0.19025
29歳	0.00022	55歳	0.00178	81歳	0.01971	107歳	0.19954
30歳	0.00024	56歳	0.00187	82歳	0.02219	108歳	0.20889
31歳	0.00025	57歳	0.00197	83歳	0.02491	109歳	0.21831
32歳	0.00027	58歳	0.00208	84歳	0.02793	110歳	0.22777
33歳	0.00029	59歳	0.00220	85歳	0.03158	111歳	0.23727
34歳	0.00040	60歳	0.00235	86歳	0.03578	112歳	0.24680
35歳	0.00054	61歳	0.00251	87歳	0.04043	113歳	0.25633
36歳	0.00057	62歳	0.00272	88歳	0.04559	114歳	0.26586
37歳	0.00047	63歳	0.00295	89歳	0.05126	115歳	0.27538
38歳	0.00040	64歳	0.00322	90歳	0.05775	116歳以上	1.00000
39歳	0.00044	65歳	0.00497	91歳	0.06490	上	
40歳	0.00048	66歳	0.00546	92歳	0.07236		

女子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳	0.00013	41歳	0.00053	67歳	0.00535	93歳	0.09474
16歳	0.00016	42歳	0.00058	68歳	0.00585	94歳	0.10252
17歳	0.00017	43歳	0.00065	69歳	0.00644	95歳	0.11020
18歳	0.00019	44歳	0.00073	70歳	0.00715	96歳	0.11817
19歳	0.00021	45歳	0.00080	71歳	0.00794	97歳	0.12613
20歳	0.00023	46歳	0.00089	72歳	0.00885	98歳	0.13410
21歳	0.00025	47歳	0.00099	73歳	0.00991	99歳	0.14206
22歳	0.00024	48歳	0.00109	74歳	0.01111	100歳	0.15001
23歳	0.00022	49歳	0.00120	75歳	0.01244	101歳	0.15796
24歳	0.00021	50歳	0.00131	76歳	0.01393	102歳	0.16588
25歳	0.00020	51歳	0.00142	77歳	0.01562	103歳	0.17378
26歳	0.00021	52歳	0.00154	78歳	0.01753	104歳	0.18166
27歳	0.00022	53歳	0.00166	79歳	0.01967	105歳	0.18951
28歳	0.00024	54歳	0.00178	80歳	0.02208	106歳	0.19733
29歳	0.00025	55歳	0.00192	81歳	0.02479	107歳	0.20512
30歳	0.00026	56歳	0.00209	82歳	0.02785	108歳	0.21286
31歳	0.00027	57歳	0.00229	83歳	0.03129	109歳	0.22056
32歳	0.00028	58歳	0.00251	84歳	0.03509	110歳	0.22821
33歳	0.00030	59歳	0.00278	85歳	0.03947	111歳	0.23581
34歳	0.00031	60歳	0.00307	86歳	0.04505	112歳	0.24335
35歳	0.00031	61歳	0.00334	87歳	0.05094	113歳	0.25083
36歳	0.00031	62歳	0.00352	88歳	0.05698	114歳	0.25824
37歳	0.00033	63歳	0.00383	89歳	0.06337	115歳	0.26559
38歳	0.00037	64歳	0.00418	90歳	0.07037	116歳以上	1.00000
39歳	0.00042	65歳	0.00457	91歳	0.07811		
40歳	0.00047	66歳	0.00495	92歳	0.08639		

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 23

新

旧

別表2
男子

別表2
男子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00028	41歳	0.00141	67歳	0.01536	93歳	0.18215
16歳	0.00037	42歳	0.00154	68歳	0.01677	94歳	0.19357
17歳	0.00048	43歳	0.00170	69歳	0.01825	95歳	0.20594
18歳	0.00057	44歳	0.00188	70歳	0.01988	96歳	0.21929
19歳	0.00062	45歳	0.00208	71歳	0.02164	97歳	0.23360
20歳	0.00060	46歳	0.00232	72歳	0.02361	98歳	0.24867
21歳	0.00054	47歳	0.00257	73歳	0.02579	99歳	0.26419
22歳	0.00047	48歳	0.00285	74歳	0.02821	100歳	0.27996
23歳	0.00047	49歳	0.00315	75歳	0.03102	101歳	0.29610
24歳	0.00048	50歳	0.00349	76歳	0.03423	102歳	0.31260
25歳	0.00048	51歳	0.00385	77歳	0.03813	103歳	0.32945
26歳	0.00048	52歳	0.00425	78歳	0.04274	104歳	0.34660
27歳	0.00048	53歳	0.00466	79歳	0.04805	105歳	0.36405
28歳	0.00050	54歳	0.00506	80歳	0.05393	106歳	0.38176
29歳	0.00052	55歳	0.00548	81歳	0.06068	107歳	0.39970
30歳	0.00055	56歳	0.00590	82歳	0.06832	108歳	0.41783
31歳	0.00058	57歳	0.00636	83歳	0.07678	109歳	0.43611
32歳	0.00061	58歳	0.00683	84歳	0.08569	110歳	0.45450
33歳	0.00065	59歳	0.00734	85歳	0.09540	111歳以上	1.00000
34歳	0.00068	60歳	0.00791	86歳	0.10552		
35歳	0.00071	61歳	0.00862	87歳	0.11566		
36歳	0.00074	62歳	0.00944	88歳	0.12606		
37歳	0.00080	63歳	0.01046	89歳	0.13678		
38歳	0.00095	64歳	0.01160	90歳	0.14959		
39歳	0.00104	65歳	0.01281	91歳	0.16023		
40歳	0.00130	66歳	0.01405	92歳	0.17111		

年 齡	死 亡 率	年 齡	死 亡 率	年 齡	死 亡 率	年 齡	死 亡 率
15歳	0.00030	41歳	0.00140	67歳	0.01630	93歳	0.19139
16歳	0.00040	42歳	0.00153	68歳	0.01773	94歳	0.20421
17歳	0.00052	43歳	0.00171	69歳	0.01940	95歳	0.21879
18歳	0.00063	44歳	0.00189	70歳	0.02129	96歳	0.23291
19歳	0.00069	45歳	0.00214	71歳	0.02335	97歳	0.24923
20歳	0.00070	46歳	0.00241	72歳	0.02578	98歳	0.26422
21歳	0.00066	47歳	0.00263	73歳	0.02856	99歳	0.27949
22歳	0.00062	48歳	0.00289	74歳	0.03168	100歳	0.29516
23歳	0.00059	49歳	0.00316	75歳	0.03520	101歳	0.31120
24歳	0.00060	50歳	0.00349	76歳	0.03919	102歳	0.32764
25歳	0.00059	51歳	0.00387	77歳	0.04378	103歳	0.34438
26歳	0.00059	52歳	0.00425	78歳	0.04908	104歳	0.36129
27歳	0.00059	53歳	0.00462	79歳	0.05498	105歳	0.37818
28歳	0.00060	54歳	0.00500	80歳	0.06033	106歳	0.39534
29歳	0.00061	55歳	0.00544	81歳	0.06741	107歳	0.41239
30歳	0.00061	56歳	0.00596	82歳	0.07500	108歳	0.42995
31歳	0.00063	57歳	0.00657	83歳	0.08299	109歳	0.44753
32歳	0.00064	58歳	0.00730	84歳	0.09130	110歳	0.46883
33歳	0.00068	59歳	0.00813	85歳	0.10076	111歳以上	1.00000
34歳	0.00074	60歳	0.00893	86歳	0.11113		
35歳	0.00081	61歳	0.00990	87歳	0.12168		
36歳	0.00088	62歳	0.01092	88歳	0.13192		
37歳	0.00095	63歳	0.01195	89歳	0.14229		
38歳	0.00104	64歳	0.01298	90歳	0.15499		
39歳	0.00113	65歳	0.01400	91歳	0.16679		
40歳	0.00126	66歳	0.01508	92歳	0.17893		

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 24

新

旧

女子

女子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00009	41歳	0.00074	67歳	0.00598	93歳	0.12211
16歳	0.00010	42歳	0.00081	68歳	0.00659	94歳	0.13275
17歳	0.00012	43歳	0.00089	69歳	0.00723	95歳	0.14437
18歳	0.00014	44歳	0.00097	70歳	0.00792	96歳	0.15663
19歳	0.00015	45歳	0.00106	71歳	0.00871	97歳	0.16910
20歳	0.00017	46歳	0.00114	72歳	0.00959	98歳	0.18163
21歳	0.00020	47歳	0.00125	73歳	0.01065	99歳	0.19438
22歳	0.00024	48歳	0.00137	74歳	0.01191	100歳	0.20734
23歳	0.00026	49歳	0.00151	75歳	0.01350	101歳	0.22049
24歳	0.00025	50歳	0.00168	76歳	0.01537	102歳	0.23382
25歳	0.00022	51歳	0.00182	77歳	0.01760	103歳	0.24733
26歳	0.00019	52歳	0.00195	78歳	0.02026	104歳	0.26101
27歳	0.00020	53歳	0.00208	79歳	0.02328	105歳	0.27485
28歳	0.00021	54歳	0.00222	80歳	0.02671	106歳	0.28882
29歳	0.00022	55歳	0.00234	81歳	0.03068	107歳	0.30291
30歳	0.00024	56歳	0.00247	82歳	0.03521	108歳	0.31711
31歳	0.00025	57歳	0.00263	83歳	0.04034	109歳	0.33141
32歳	0.00027	58歳	0.00281	84歳	0.04605	110歳	0.34578
33歳	0.00029	59歳	0.00299	85歳	0.05256	111歳	0.36020
34歳	0.00040	60歳	0.00321	86歳	0.05975	112歳	0.37466
35歳	0.00046	61歳	0.00347	87歳	0.06764	113歳	0.38913
36歳	0.00048	62歳	0.00377	88歳	0.07627	114歳	0.40360
37歳	0.00052	63歳	0.00412	89歳	0.08488	115歳	0.41804
38歳	0.00056	64歳	0.00453	90歳	0.09386	116歳以上	1.00000
39歳	0.00062	65歳	0.00496	91歳	0.10302		
40歳	0.00068	66歳	0.00545	92歳	0.11241		

年 齡	死 亡 率	年 齡	死 亡 率	年 齡	死 亡 率	年 齡	死 亡 率
15歳	0.00013	41歳	0.00075	67歳	0.00656	93歳	0.14149
16歳	0.00016	42歳	0.00082	68歳	0.00722	94歳	0.15281
17歳	0.00017	43歳	0.00091	69歳	0.00800	95歳	0.16588
18歳	0.00019	44歳	0.00101	70歳	0.00897	96歳	0.17913
19歳	0.00021	45歳	0.00113	71歳	0.01008	97歳	0.19255
20歳	0.00023	46歳	0.00124	72歳	0.01144	98歳	0.20566
21歳	0.00025	47歳	0.00137	73歳	0.01303	99歳	0.21887
22歳	0.00024	48歳	0.00148	74歳	0.01485	100歳	0.23049
23歳	0.00022	49歳	0.00159	75歳	0.01690	101歳	0.24311
24歳	0.00021	50歳	0.00172	76歳	0.01923	102歳	0.25589
25歳	0.00020	51歳	0.00185	77歳	0.02193	103歳	0.26872
26歳	0.00021	52歳	0.00199	78歳	0.02519	104歳	0.28150
27歳	0.00022	53歳	0.00213	79歳	0.02898	105歳	0.29401
28歳	0.00024	54歳	0.00229	80歳	0.03225	106歳	0.30666
29歳	0.00025	55歳	0.00245	81歳	0.03687	107歳	0.31925
30歳	0.00026	56歳	0.00262	82歳	0.04204	108歳	0.33182
31歳	0.00028	57歳	0.00281	83歳	0.04776	109歳	0.34439
32歳	0.00032	58歳	0.00303	84歳	0.05406	110歳	0.35713
33歳	0.00036	59歳	0.00333	85歳	0.06140	111歳	0.36963
34歳	0.00038	60歳	0.00355	86歳	0.06975	112歳	0.38204
35歳	0.00039	61歳	0.00388	87歳	0.07850	113歳	0.39441
36歳	0.00043	62歳	0.00422	88歳	0.08745	114歳	0.40675
37歳	0.00048	63歳	0.00460	89歳	0.09680	115歳	0.41906
38歳	0.00055	64歳	0.00503	90歳	0.10691	116歳以上	1.00000
39歳	0.00062	65歳	0.00550	91歳	0.11794		
40歳	0.00069	66歳	0.00600	92歳	0.12964		

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 25

新	旧
---	---

別表3～別表4（略）

別添1 勘定科目説明

貸借対照表

（年金経理）
（平成 年 月 日現在）

資産勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1.純資産			
流動資産	現金	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	未収政府負担金	(略)	(略)
	<u>未収給付現価交</u>		
	付金	未収給付現価交	<u>当事業年度までの期間に係る給付現価交付金のうち未交</u>
		付金	<u>付のもの</u>
	未収返納金	(略)	(略)
固定資産	(略)	(略)	(略)
2.(略)	(略)	(略)	(略)

別表3～別表4（略）

別添1 勘定科目説明

貸借対照表

（年金経理）
（平成 年 月 日現在）

資産勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1.純資産			
流動資産	現金	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	未収政府負担金	(略)	(略)
	未収返納金	(略)	(略)
固定資産	(略)	(略)	(略)
2.(略)	(略)	(略)	(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 27

新

旧

負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1.純資産			
流動負債	未払拠出金	(略)	
	未払運用報酬等		
		未払固有信託報酬	年金信託契約及び年金特定信託契約に係る <u>当事業年度までの固有の信託報酬のうち未払のもの</u>
		未払固有保費	(略)
		未払固有共済費	基金共済契約（一般勘定及び特別勘定）に係る <u>当事業年度までの固有の共済事務費のうち未払のもの</u>
		(略)	(略)
	未払業務委託費	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	政府負担金返納金	(略)	(略)
	未払金	(略)	(略)
	給付現価交付金返納金未払金	給付現価交付金返納金未払金	<u>交付請求により交付金を受けたが、さかのぼって年金の失権があったときなどで未返納のもの</u>
	未払特別法人税	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1.純資産			
流動負債	未払拠出金	(略)	
	未払運用報酬等		
		未払固有信託報酬	年金信託契約及び年金特定信託契約に係る <u>解散日までの期間の固有の信託報酬のうち未払のもの</u>
		未払固有保費	(略)
		未払固有共済費	基金共済契約（一般勘定及び特別勘定）に係る <u>当事業年度までの期間の固有の共済事務費のうち未払のもの</u>
		(略)	(略)
	未払業務委託費	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	政府負担金返納金	(略)	(略)
	未払金	(略)	(略)
	未払特別法人税	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 28

新				旧			
支払備金	(略)	(略)	(略)	支払備金	(略)	(略)	(略)
過剰積立金	(略)	(略)	(略)	過剰積立金	(略)	(略)	(略)
2. 資産及び負債の数理的評価				2. 資産及び負債の数理的評価			
給付債務	資産評価調整控除額	(略)	(略)	給付債務	資産評価調整控除額	(略)	(略)
	数理債務	数理債務			数理債務	数理債務	<u>翌事業年度以降の期間に係る給付費の予想額の現価から標準掛金収入現価及び政府負担金現価の合計額を控除した額</u>
	最低責任準備金	最低責任準備金					
3. 基本金				3. 基本金			
基本金	給付改善準備金	(略)	前事業年度末において、流動資産 固定資産 資産評価調整控除額及び未償却繰上債務残高の合計額が、流動負債 支払備金 過剰積立金高 資産評価調整控除額 数理債務 最低責任準備金 給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を上回っていた額に当事業年度において積増した額を加え、取崩した額を控除した額	基本金	給付改善準備金	(略)	前事業年度末において、流動資産 固定資産 資産評価調整控除額及び未償却繰上債務残高の合計額が、流動負債 支払備金 過剰積立金高 資産評価調整控除額 数理債務 給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を上回っていた額に当事業年度において積増した額を加え、取崩した額を控除した額
	繰入準備金	(略)			繰入準備金	(略)	
	別途積立金	別途積立金			別途積立金	別途積立金	

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 29

新	旧
----------	----------

	当年度剰余金	当年度剰余金	当事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、 <u>最低責任準備金</u> 、 <u>給付改善準備金</u> 及び繰入準備金及び別途積立金の合計額を上回る額
--	--------	--------	--

	当年度剰余金	当年度剰余金	当事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、 <u>給付改善準備金</u> 及び繰入準備金及び別途積立金の合計額を上回る額
--	--------	--------	---

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

（年金経理）

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

（年金経理）

費用勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1 経常収支	(略)	(略)	(略)
2 特別収支	(略)	(略)	(略)

費用勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1 経常収支	(略)	(略)	(略)
2 特別収支	(略)	(略)	(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 31

新	旧
----------	----------

収 益 勘 定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1 経常収支			
掛金収入等	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
負担金	政府負担金 給付現価交付金	(略)	(略)
運用収益	(略)	給付現価交付金	当事業年度に係る給付現価交付金
2 特別収支	(略)	(略)	(略)
3. 数値評価の変動			
資産評価調	(略)	(略)	(略)
整増額			
給付費減少額	数理債務減少額	数理債務減少額	
	最低責任準備金減少額	最低責任準備金減少額	
未償却過去勤	(略)	(略)	(略)
務費増額			
2. 基本金	(略)	(略)	(略)

収 益 勘 定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1 経常収支			
掛金収入等	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
負担金	政府負担金	(略)	(略)
運用収益	(略)	(略)	(略)
2 特別収支	(略)	(略)	(略)
3. 数値評価の変動			
資産評価調	(略)	(略)	(略)
整増額			
給付費減少額	数理債務減少額	数理債務減少額	
未償却過去勤	(略)	(略)	(略)
務費増額			
2. 基本金	(略)	(略)	(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 32

新	旧				
別添2	別添2				
様式 ~ 様式 - ア (略)	様式 ~ 様式 - ア (略)				
様式 イ 総括表（合併設立及び分割設立用）	様式 イ 総括表（合併設立及び分割設立用）				
<table border="1"> <tr> <td>数理債務 + 最低責任準備金</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務 + 最低責任準備金	(略)	<table border="1"> <tr> <td>数理債務</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務	(略)
数理債務 + 最低責任準備金	(略)				
数理債務	(略)				
様式 -ウ 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）	様式 -ウ 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）				
<table border="1"> <tr> <td>数理債務 + 最低責任準備金</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務 + 最低責任準備金	(略)	<table border="1"> <tr> <td>数理債務</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務	(略)
数理債務 + 最低責任準備金	(略)				
数理債務	(略)				
様式 -工 総括表（変更計算（合併）用）	様式 -工 総括表（変更計算（合併）用）				
<table border="1"> <tr> <td>数理債務 + 最低責任準備金</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務 + 最低責任準備金	(略)	<table border="1"> <tr> <td>数理債務</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務	(略)
数理債務 + 最低責任準備金	(略)				
数理債務	(略)				
様式 -才 総括表（変更計算（分割）用）	様式 -才 総括表（変更計算（分割）用）				
<table border="1"> <tr> <td>数理債務 + 最低責任準備金</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務 + 最低責任準備金	(略)	<table border="1"> <tr> <td>数理債務</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	数理債務	(略)
数理債務 + 最低責任準備金	(略)				
数理債務	(略)				

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 33

新	旧
---	---

様式 -カ～様式 -カ （略）

様式 -カ” 総括表（変更計算（積立水準確保(3)）用）

（略）

2 初年度は、法附則第32条第1項等の認可を受けた時に作成した積立計画における初年度とすること。

（略）

（2）選択一時金の支給の停止

（略）

様式 -キ 総括表（変更計算（特例掛金（第4の3の(8)）用）

収 益 勘 定	合計（ <u>㉓</u> ～ <u>㉔</u> ）	<u>㉒</u>	（略）
	掛金等収入	<u>㉓</u>	
	うち特例掛金（第4の3の(8)）		
	受換金	<u>㉔</u>	
	制度間受換金	<u>㉕</u>	
	負担金	<u>㉖</u>	
	運用収益	<u>㉗</u>	
	特別収入	<u>㉘</u>	
	勘入金	<u>㉙</u>	
	資産評価調整増額	<u>㉚</u>	
	給付債務減少額	<u>㉛</u>	
	未償却過去勤務債務増加額	<u>㉜</u>	
	準備金戻入金	<u>㉝</u>	
	別途積立金取崩額	<u>㉞</u>	
当年度不足金（- <u>㉞</u> ）	<u>㉟</u>		

様式 -カ～様式 -カ （略）

様式 -カ” 総括表（変更計算（積立水準確保(3)）用）

（略）

2 初年度は、法附則第30条第1項の認可を受けた時に作成した積立計画における初年度とすること。

（略）

（2）年金受給権者の選択により老齢年金給付にかえて支給することができる一時金の支給の停止

（略）

様式 -キ 総括表（変更計算（特例掛金（第4の3の(8)）用）

収 益 勘 定	合計（ <u>㉓</u> ～ <u>㉔</u> ）	<u>㉒</u>	（略）
	掛金等収入	<u>㉓</u>	
	うち特例掛金（第4の3の(8)）	<u>㉔</u>	
	受換金	<u>㉕</u>	
	制度間移換金	<u>㉖</u>	
	負担金	<u>㉗</u>	
	運用収益	<u>㉘</u>	
	特別収入	<u>㉙</u>	
	勘入金	<u>㉚</u>	
	資産評価調整増額	<u>㉛</u>	
	給付債務減少額	<u>㉜</u>	
	未償却過去勤務債務増加額	<u>㉝</u>	
	準備金戻入金	<u>㉞</u>	
	別途積立金取崩額	<u>㉟</u>	
当年度不足金（- <u>㉟</u> ）	<u>㊱</u>		

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 34

新	旧
---	---

様式 - ア～様式 （略）

様式 - ア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

1．計算基準時点における加入員等の年齢別分布表

(1) 加入員の年齢別、加入員期間別分布

64	
65	
66	(略)
67	
68	
69～	
(略)	(略)

(2) (略)

2．基礎率算定表

(1) (略)

(2) 脱退率

グループ区分 ()

算出の基礎となる加入員数等

64	
65	
66	
67	(略)
68	
69～	
(略)	(略)

様式 - ア～様式 （略）

様式 - ア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

1．計算基準時点における加入員等の年齢別分布表

(1) 加入員の年齢別、加入員期間別分布

64～	(略)
計	(略)

(2) (略)

2．基礎率算定表

(1) (略)

(2) 脱退率

グループ区分 ()

算出の基礎となる加入員数等

64～	(略)
(略)	(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 35

新	旧
----------	----------

算定結果

64	(略)
65	
66	
67	
68	
69～	
(略)	(略)

(3) - 1 昇給指数（報酬）
グループ区分（ ）

年齢	算定基礎となったデータ				粗製報酬指数	決定報酬指数	前回の報酬指数
	加入員（勤続）期間	年齢の範囲	人数	報酬の平均			
			人	円			
	(略)						
64	～	～					
65	～	～					
66	～	～					
67	～	～					
68	～	～					
69～	～	～					
平均							
[昇給指数（報酬）の算定方法]							
[将来の報酬変動の見込み]							

算定結果

64～	(略)
(略)	(略)

(3) - 1 昇給指数（報酬）
グループ区分（ ）

年齢	算定基礎となったデータ				粗製報酬指数	決定報酬指数	前回の報酬指数
	加入員（勤続）期間	年齢の範囲	人数	報酬の平均			
			人	円			
	(略)						
64～	～	～					
平均							
[昇給指数（報酬）の算定方法]							
[将来の賞与の見込み]							

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 36

新	旧
---	---

(3) - 2 昇給指数（賞与）
グループ区分（ ）

64					
65					
66					
67					(略)
68					
69~					
(略)	(略)				

(4) (略)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

標準掛金率（規約上）	Ⓡ	(略)
算定用標準掛金率（Min（ , ））	Ⓢ	
標準掛金収入現価（ $\text{N} \times \text{S}$ ）	Ⓣ	
代行部分過去給付現価	Ⓤ	
最低責任準備金	Ⓥ	
$\text{A} - \text{H} - \text{T} - \text{U} + \text{V}$	Ⓦ	
数 理 上 資 産 額	Ⓧ	
うち、別途積立金として留保する額		
未償却過去勤務債務残高（ $\text{W} - \text{X} +$ ）		
特別掛金（規約上） （予定償却期間 年 月）		

(3) - 2 昇給指数（賞与）
グループ区分（ ）

64~	(略)			
(略)	(略)			

(4) (略)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

標準掛金率（規約上）	Ⓡ	(略)
標準掛金収入現価（ $\text{N} \times \text{R}$ ）	Ⓢ	
$\text{A} - \text{H} - \text{S} - \text{T}$	Ⓣ	
数 理 上 資 産 額	Ⓤ	
うち、別途積立金として留保する額	Ⓥ	
未償却過去勤務債務残高（ $\text{U} + \text{V}$ ）	Ⓦ	
特別掛金（規約上） （予定償却期間 年 月）	Ⓧ	

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 37

新	旧
---	---

(2)～(4) (略)
 様式 - イ～様式 (略)
 様式
 1～4 (略)
 5 昇給指数(賞与)の算定に関する事項
 6～7 (略)

様式 責任準備金及び最低積立基準額の明細書(共通)

1 数理債務
 (1) 基本部分

(略)		
標準掛金率(規約上)	—	(略)
算定用標準掛金率($\text{Min}(,)$)	—	
標準掛金収入現価(\times)	—	
代行部分過去給付現価	⑳	
特例掛金収入現価	㉑	
数理債務($+ \text{㉒} - - - \text{㉓}$)	㉔	
(略)		

(2)(略)

(2)～(4) (略)
 様式 - イ～様式 (略)
 様式
 1～4 (略)
 5 昇給指数(賞与)に関する事項
 6～7 (略)

様式 責任準備金及び最低積立基準額の明細書(共通)

1 数理債務
 (1) 基本部分

(略)		
標準掛金収入現価(\times)	—	(略)
特例掛金収入現価	—	
数理債務($+ - -$)	㉑	
(略)		

(2)(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 38

新	旧
---	---

(3) 合計

(略)

(注) 1 (ア) = 基本部分: + + + - - - - ⑳

加算部分: + + +

2 (イ) = 基本部分: ㉓ - (ア)

加算部分: - (ア)

(略)

2 ~ 3 (略)

4 責任準備金

(単位: 千円)

最低責任準備金			
プラスアルファ部分	合計 (- + -)		
	数理債務		
	未償却過去勤務債務残高		
	資産評価調整控除額		
	資産評価調整加算額		
責任準備金 (+)			

(3) 合計

(略)

(注) 1 (ア) = 基本部分: + + + - - - -

加算部分: + + +

2 (イ) = 基本部分: ㉑ - (ア)

加算部分: - (ア)

(略)

2 ~ 3 (略)

4 責任準備金

(単位: 千円)

数	理	債	務	
未償却過去勤務債務残高				
資産評価調整控除額				
資産評価調整加算額				
責任準備金 (- + -)				

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 39

新	旧
---	---

5 最低責任準備金

(1) 前年度末最低責任準備金

(単位：千円)

	前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）	A	
	前年度末未払金及び未収金相当額	B	
計上超過額及び計上不足額	平成11年9月末最低責任準備金 (第1号・第2号)	C	
	免除保険料 (第3号～第3号の4)	D	
	再加入者に係る代行給付の現価相当額 (第5号～第5号の4)	E	
	代行給付相当額 (第7号～第8号の4)	F	
	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第9号～第9号の4)	G	
	給付現価交付金 (第11号)	H	
	前年度末最低責任準備金	I	

(注) $I = A + B + C + D + E - F - G + H$

5 最低責任準備金

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計			
現在加入員			
年金受給者			
受給待期脱退者			

(分割及び権利義務の移転の認可申請においては次の様式により作成)

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計	()	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) ()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る最低責任準備金を記入すること。

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 40

新	旧
---	---

(2) 年度末最低責任準備金

	免除保険料 〔第3号～第3号の4〕	再加入者に係る 代行給付の現価 相当額 〔第5号～第5号の4〕	代行給付相当額 〔第7号～第8号の4〕	中途脱退者に係る 代行給付の現 価相当額 〔第9号～第9号の4〕	最低責任準備金 (月末)
前年度末					I
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					J
給付現価交付金					K
当年度末未払金及び未収金相当額					L
最低責任準備金(当年度末)					M
備考					

(注)
$$= \text{前月末の} \times (1+r)^n + \dots - \dots$$

r = 平成11年厚生省告示第192号第11項に定める利率(年率)

n = 当該月の日数 / 365

M = J + K - L

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 41

新	旧
---	---

(3) 分割日の前日の最低責任準備金

(分割の認可申請及び当該事業年度に分割があった基金の決算において作成)

ア 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 按分率 (B / A) = _____

ウ 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち分割後基金に係る額

ア × イ = _____千円

エ 代行給付の現価相当額

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	(^A B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、分割により当該基金（分割の認可申請を行う場合においては分割により設立される基金）が支給に関する義務を承継する者に係る代行給付の現価相当額を記入。

厚生年金基金の財政運営について（平成 8 年 6 月 2 7 日年発第 3 3 2 1 号）新旧対照表 42

新	旧
---	---

(3)の2 権利義務の移転日の前日の最低責任準備金

（権利義務の移転又は承継の認可申請及び当該事業年度に権利義務の移転又は承継があった基金の決算において作成）

ア 権利義務の移転日の前日における当該基金の最低責任準備金の額
_____千円

イ 権利義務の移転日の前日における移転基金の最低責任準備金の額
_____千円

ウ 按分率（B / A）= _____

エ 権利義務の移転日の前日における当該基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額

当該基金が移転基金の場合：ア - イ × ウ
当該基金が承継基金の場合：ア + イ × ウ

= _____千円

オ 移転基金に係る代行給付の現価相当額

（単位：千円）

	計	男	子	女	子
計	A (B)	()	()	()	()
現在加入員	()	()	()	()	()
年金受給者	()	()	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()	()	()

（注）（ ）には、権利義務を移転する者に係る代行給付の現価相当額を記入。

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 43

新	旧
---	---

6 過去期間代行給付現価

(1) 過去期間代行給付現価

(単位:千円)

	計	男	子	女	子
計					
現在加入員					
年金受給者					
受給待期脱退者					

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位:千円)

	計	男	子	女	子
計	A (B)	()	()	()	()
現在加入員	()	()	()	()	()
年金受給者	()	()	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()	()	()

(注)()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額を記入すること。

(2) 過去期間代行給付現価と最低責任準備金との比較

(単位:千円)

過去期間代行給付現価(A)	
最低責任準備金(B)	
$(A) \div 2 - (B)$	
$(B) - (A) \times 1.5$	

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位:千円)

過去期間代行給付現価(A)	()
最低責任準備金(B)	()
$(A) \div 2 - (B)$	()
$(B) - (A) \times 1.5$	()

(注)()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額を記入すること。

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 44

新	旧
---	---

7 最低積立基準額

（単位：千円）

最低責任準備金			
プラスアルファ部分	合計（ + + ）		
	現在加入員		
	年金受給者		
	受給待期脱退者		
最低積立基準額（ + ）			

最低積立基準額の算定に用いた予定利率： %

（分割及び権利義務の移転の認可申請においては次の様式により作成）

（単位：千円）

最低責任準備金			()
プラスアルファ部分	合計（ + + ）		()
	現在加入員		()
	年金受給者		()
	受給待期脱退者		()
最低積立基準額（ + ）			()

最低積立基準額の算定に用いた予定利率： %

（注）()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に
係る最低積立基準額を記入すること。

6 最低積立基準額

（単位：千円）

	計	男 子	女 子
計			
現 在 加 入 員			
年 金 受 給 者			
受 給 待 期 脱 退 者			

（分割及び権利義務の移転の認可申請においては次の様式により作成）

（単位：千円）

	計	男子	女子
計	()	()	()
現 在 加 入 員	()	()	()
年 金 受 給 者	()	()	()
受 給 待 期 脱 退 者	()	()	()

最低積立基準額の算定に用いた予定利率： %

（注）()には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に
係る最低積立基準額を記入すること。

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 45

新	旧
---	---

8 期末保有資産額

（略）

9 許容繰越不足金

（略）

10 積立水準の検証

（略）

11 積立上限額

（1）積立上限超過額の算出

（単位：千円）

数理上資産額		
原始数理債務（注1）に1.5を乗じて得た額		
最低積立基準額に1.5を乗じて得た額		
第3の7の（1）の により算定した原始数理債務に1.5を乗じて得た額		
積立上限超過額（ の額から と のいずれか大きい額を控除した額）		

（注1） 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあっては、当該積立不足の予想額を控除したものとする。

（注2） の額が と のいずれか大きい額を下回る場合にあっては、 の額を計算することを要しない。（次の（2）は記入不要）

7 期末保有資産額

（略）

8 許容繰越不足金

（略）

9 積立水準の検証

（略）

10 積立上限額

（1）積立上限超過額の算出

（単位：千円）

数理上資産額		
数理債務（注1）に1.5を乗じて得た額		
最低積立基準額に1.5を乗じて得た額		
第3の7の（1）の により算定した数理債務に1.5を乗じて得た額		
積立上限超過額（ の額から と のいずれか大きい額を控除した額）		

（注1） 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあっては、当該積立不足の予想額を控除したものとする。

（注2） の額が と のいずれか大きい額を下回る場合にあっては、 の額を計算することを要しない。（次の（2）は記入不要）

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 46

新	旧
---	---

(2) 積立上限額の計算
(a) 基本部分 (金額単位：千円)

		合計	男子	女子
給付現価	合計 (~)			
	将来加入員			
	現在加入員(将来分)			
	現在加入員(過去分)			
	年金受給者			
	受給待期脱退者 その他の受給者			
政府負担金現価	合計 (~)			
	将来加入員			
	現在加入員(将来分)			
	現在加入員(過去分)			
	年金受給者 受給待期脱退者			
標準給与現価	計(,)			
	現在加入員			
	将来加入員			
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
原始数理債務(- -)				
財 政 方 式				
備考				

(2) 積立上限額の計算
(a) 基本部分 (金額単位：千円)

		合計	男子	女子
給付現価	合計 (~)			
	将来加入員			
	現在加入員(将来分)			
	現在加入員(過去分)			
	年金受給者			
	受給待期脱退者 その他の受給者			
政府負担金現価	合計 (~)			
	将来加入員			
	現在加入員(将来分)			
	現在加入員(過去分)			
	年金受給者 受給待期脱退者			
標準給与現価	計(,)			
	現在加入員			
	将来加入員			
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
数理債務(- -)				
財 政 方 式				
備考				

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 47

新	旧
---	---

(b) 加算部分 (金額単位：千円)

		合 計		
給 付 現 価	合 計 (~)			
	将 来 加 入 員			
	現在加入員(将来分)			
	現在加入員(過去分)			
	年 金 受 給 者			
	受給待期脱退者 その他の受給者			
	計(、)			
給 与 現 価	現在加入員			
	将来加入員			
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
原始数理債務(-)				
財政方式				
備考				

(b) 加算部分 (金額単位：千円)

		合 計		
給 付 現 価	合 計 (~)			
	将 来 加 入 員			
	現在加入員(将来分)			
	現在加入員(過去分)			
	年 金 受 給 者			
	受給待期脱退者 その他の受給者			
	計(、)			
給 与 現 価	現在加入員			
	将来加入員			
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
数理債務(-)				
財政方式				
備考				

(c) (略)

(c) (略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表 48

新	旧
<p>責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書（略） 様式～様式（略）</p> <p>様式 - ア 企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項 （申請時に積立不足がない場合）</p> <p>1．厚生年金基金の積立状況（平成__年__月__日現在） （略）</p> <p>2．移換額の確認 移換額に本人拠出を原資とする部分が含まれていないこと （略）</p> <p>様式 - イ 企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項 （申請時に積立不足がある場合）</p> <p>（略）</p> <p>2．移換額の確認 移換額に本人拠出を原資とする部分が含まれていないこと （略）</p> <p>様式～様式（略）</p>	<p>責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書（略） 様式～様式（略）</p> <p>様式 - ア 企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項 （申請時に積立不足がない場合）</p> <p>1．厚生年金基金の積立状況（平成__年__月__日現在） （略）</p> <p>2．移換額の確認 <u>（1）すべての移換対象者の移換額が移換限度額を下回っていること</u> <u>移換額を移換限度額で除して得た率の最大値と最小値</u> <u>最大値となる者の値</u>（1以下であること） <u>最大値となる者の値</u>（0以上であること） <u>（2）移換額に本人拠出を原資とする部分が含まれていないこと</u> （略）</p> <p>様式 - イ 企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項 （申請時に積立不足がある場合）</p> <p>（略）</p> <p>2．移換額の確認 <u>（1）すべての移換対象者の移換額が移換限度額を下回っていること</u> <u>移換額を移換限度額で除して得た率の最大値と最小値</u> <u>最大値となる者の値</u>（1以下であること） <u>最大値となる者の値</u>（0以上であること） <u>（2）移換額に本人拠出を原資とする部分が含まれていないこと</u> （略）</p> <p>様式～様式（略）</p>